

借入（リース）物品仕様書

1 品名及び数量

品名	型番	定価	数量	価格(定価×数量)
骨健康度測定器 手首測定タイプ	Live Aid 骨ウェーブ	1,300,000	1	1,300,000
<input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定				
合 計				

※ 設置・調整業務を 含む。 含まない。

2 物品納入期限（物件の引渡） 令和6年4月1日

3 賃貸借期間（本年度分） 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 総賃貸借期間 期間 5年間
及び最終日 最終日 令和11年3月31日

5 物品保管場所 所在地 横浜市泉区和泉中央北5-1-1
名称 泉福祉保健センター
電話 045-800-2445

6 付帯事項

- (1) 物品の 運搬・搬入 設置・調整 撤去 に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。
- (2) 物品には、動産総合保険を付すこと。この保険料は、賃貸人の負担とする。
- (3) 賃借料の支払いは、毎月後払いとする。
- (4) 賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、次の条件で物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料は当初月額賃借料の10分の1以下の額とし、毎月後払いとする。売り渡す場合の売買価格は当初月額賃借料の2月分以下の額とする。
- (5) 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。
- (6) 本契約に係る保守については、賃借人において別途契約する。

7 発注局課

所在地 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 電話 045-800-2445

FAX 045-800-2516

泉区 福祉保健課 担当 前田 みづき